

令和3年4月1日

## ドラム缶による焼却で発生した火災

### 1 出火日時

5月〇〇日 午後1時〇〇分（強風注意報発表中）

### 2 火災概要

事務所敷地内の廃材と下草3㎡を焼損した。発見した通行人から知らせを受けた付近住民により119番通報と水道水による初期消火が行われ、消防隊現着後鎮火が確認された。

### 3 原因概要

火災前日に焼却した残り火が風に煽られ下草に飛び火し、出火したもの。

### 4 教訓

火災前日に行われた焼却行為について関係者に聴取したところ、焼却物は剪定枝で、実施した時間帯は朝方の6時から8時頃迄、終了後周辺の確認や散水も行ったとのことだった。しかし、当該焼却行為から約30時間経過後に本火災は発生しており、残り火による出火の危険性がいかに長時間継続するかを示す結果となった。本事例に限らず、焼却物の種類、量、炉の構造、気象条件等によっては、さらに長時間出火危険が継続する可能性があるため、十分な注意が必要である。

※なお、基準を満たさない焼却炉での焼却は法律により禁止されています。詳しくは [こちら](#) をご覧ください。



▲焼却に利用したドラム缶



▲焼損した廃材等

担 当：予防課  
連絡先：0226-22-6693